野洲市中学校部活動地域展開推進計画
(案)

令和 8 年(2026 年)10 月

野洲市教育委員会

《　目次　》

はじめに

1 野洲市の部活動の現状と課題

2 目標と基本方針

3 部活動地域展開の方向性

4 部活動地域展開に向けた体制整備

5 今後の進め方

6 その他

はじめに

中学校部活動は、これまで学校教育の一環として行われ、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を提供するとともに、自主性や協調性、責任感、忍耐力などを育む教育活動として大きな役割を果たしてきました。また、異学年との交流や仲間との協働を通して人間関係形成能力を高めるとともに、達成感や自己肯定感を育む場として、生徒の健全な成長を支えてきました。

一方で、全国的な少子化の進行により、中学校における生徒数や部員数は減少傾向にあります。そのため、これまでと同様の学校単位による部活動運営を維持することが難しくなってきています。野洲市においても、今後、生徒数の減少が見込まれており、競技や活動によっては単独校での活動継続や大会参加が困難になることが懸念されています。また、生徒の興味・関心や価値観の多様化に伴い、楽しみながら活動したい、複数の活動に参加したいといった多様なニーズへの対応も求められています。

さらに、学校においては教員の働き方改革が進められており、教員が担う業務の適正化と負担軽減が重要な課題となっています。部活動はこれまで多くの教員の献身的な指導によって支えられてきましたが、休日を含む長時間の指導や引率、専門外の競技・文化活動の指導などは教員にとって大きな負担となっています。今後も生徒にとって望ましい活動環境を維持していくためには、持続可能な指導体制を構築していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、国は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和 8 年度から令和 13 年度を改革実行期間と位置づけ、原則、休日に活動する場合、全ての学校部活動を地域展開する方針を打ち出しています。

また、滋賀県においても、「滋賀県における中学校部活動改革および地域クラブ活動の推進計画」に基づき、地域連携を中心とした、学校部活動改革を推進し、地域の実情に応じた取組を進めています。

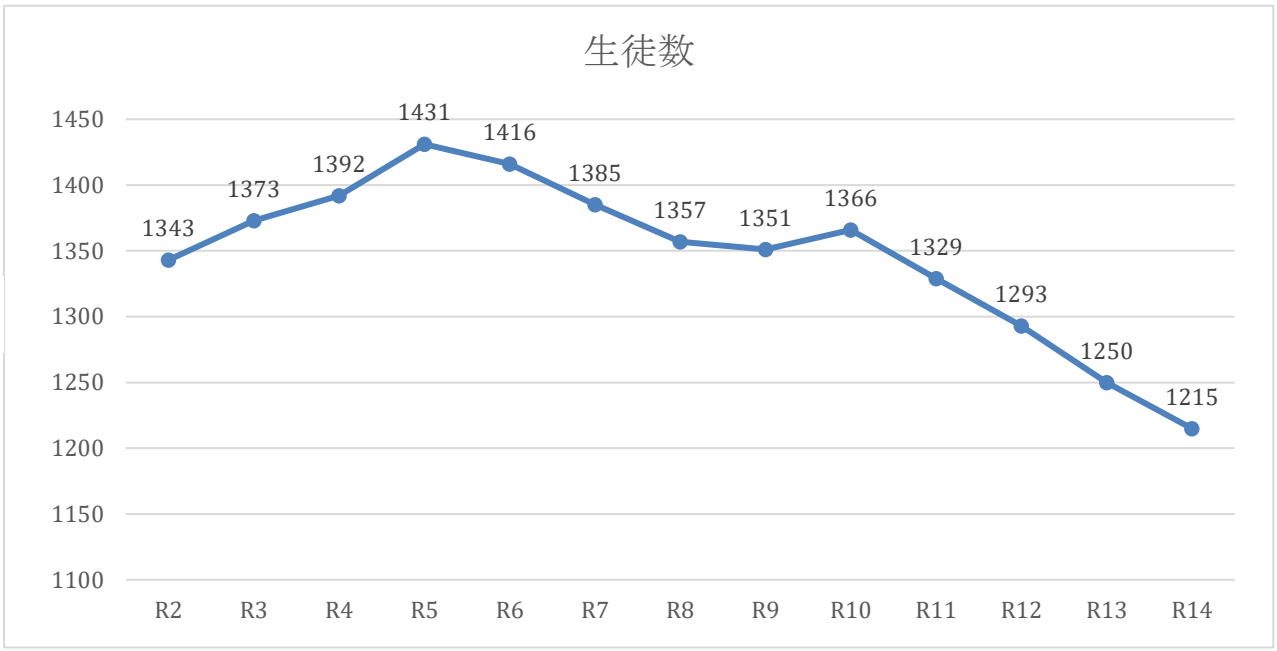
野洲市においては、令和 8 年度から「野洲市中学校部活動地域展開運営協議会」を設置し、生徒の活動機会や指導者・活動場所の確保、安全管理体制、保護者負担の在り方などについて検討を始め、将来にわたり持続可能な活動環境の構築に向けた協議を行います。

このような背景を踏まえ、国及び滋賀県の方針に基づき、野洲市の実情に応じた中学校部活動の地域展開を計画的に推進するため、「野洲市中学校部活動地域展開推進計画」を策定しました。本計画は、学校部活動の教育的意義を継承しながら、生徒を中心とした持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境の構築を目指し、その基本的な方向性と具体的な推進方策を示すものです。

1　野洲市の部活動の現状と課題

(1)　中学校生徒数の推移

中学生の生徒数は令和2年度から増加を続け令和5年度をピークに減少しました。令和 9 年度から令和 10 年度にかけて再び増加傾向にあるものの、令和 10 年度以降は減少していくと考えられます。また、「滋賀県における中学校部活動改革および地域クラブ活動の推進計画」によると今後 10 年間で滋賀県の中学生徒数は約 2 割減少すると見込まれています。



(2)　学校部活動の現状と課題

部活動には、市内全生徒数 1357 人のうち、運動部に 843 人、文化部に 211 人が所属しており、加入率は 78%となっています。部活動数は 3 中学校の合計で 40 となっています。団体競技について、年によっては部員不足のため、合同チームで大会に参加することもあります。

国が示す方針では、改革実行期間に、全ての休日の学校部活動を地域展開するとしていますが、野洲市では、生徒数の減少が急激に進むことはないため、現在の部活動数と同程度の受け皿となる団体の確保、または部活動指導員の配置が必要と考えられます。部活動指導員の配置は 7 名となっており、割合にすると約 17.5%になっています。

野洲市立中学校の設置部活動と部員数及び部活動指導員数(令和８年５月時点)

	野洲	野洲北	中主	合計人数	部活動指導員
野球	25	22	17	64	1
サッカー	31	44		75	
バレーボール(女子)	17	30	12	59	
バスケットボール（男子）	24	28	17	69	1
バスケットボール（女子）	18	25	21	64	
バドミントン(男女)	47	65	37	149	
ソフトテニス(女子)	19	58	15	92	2
卓球(男女)	44	37	9	90	
陸上(男女)	27	61	19	107	
ハンドボール		36		36	
ラグビーフットボール	9	5		14	1
剣道	6			6	
ソフトボール(女子)	18			18	
吹奏楽	34	48	15	97	1
ICT	20		6	26	1
家庭			10	10	
チュッピーコミュニティサークル			13	13	
美術部	38	27		65	
人数 合計	377	486	191	1054	7
学校 生徒数	475	582	300	1357	
部活 加入率	79%	84%	64%	78%	
部活動数 合計	15	13	12	40	

２　目標と基本方針

（１）　目標

部活動は、これまで、学校という身近な場所でスポーツや文化芸術に親しむ機会を与え、自主性や協調性、責任感、忍耐力を育むとともに、仲間とともに努力し、達成感や自己肯定感を得る大切な場として大きな役割を果たしてきました。こうした部活動の価値をしっかりと受け継ぎながら、少子化や教員の働き方改革といった時代の変化に対応し、生徒一人ひとりが将来にわたって多様な活動に親しみ、成長し続けられる環境を整えることが求められています。

そのため、地域、家庭、学校及び関係団体がそれぞれの力を持ち寄り、支え合いながら、地域全体で子どもたちの活動を育む仕組みへと転換していく必要があります。野洲市では、生徒の活動機会の確保はもちろん、指導者や活動場所の安定的な確保、安全で安心な運営体制の整備、保護者負担への配慮など、将来を見据えた持続可能な地域展開を進めていきます。生徒の笑顔と成長を第一に、誰もが安心して参加できる新たな活動環境の構築を目指します。

（２）　基本方針

方針１：生徒の成長を支える活動機会の確保

- 中学校部活動が培ってきた教育的意義を継承し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる機会を確保する。
- 生徒の「やってみたい」を大切に、参加しやすく、主体的に活動できる環境づくりを進める。

方針２：持続可能で安全・安心な運営体制の構築

- 地域、家庭、学校及び関係団体が連携し、指導者や活動場所の安定的な確保を図る。
- 安全管理体制の整備や研修等を行い安全・安心に活動できる環境を整える。
- 受益者負担等による自立的で継続的な仕組みを構築する。

方針３：地域全体で支える仕組みの構築

- 少子化や教員の働き方改革などの課題を踏まえ、地域の指導者や各団体と連携して地域展開を進める。
- 指導を望む教員が参加できる兼職兼業制度の整備を行うなど、地域の実情に応じた柔軟な連携体制を整え、市全体で子どもたちの活動を支える仕組みをつくる。

3　部活動地域展開の方向性

（1）　地域展開の方向性

・休日については、滋賀県の方針に則り部活動指導員の配置や認定地域クラブ等の設置など地域と連携しながら体制を整備し、改革実行期間内に地域展開を進めます。

・平日については、教員の勤務時間内での部活動を継続しつつ、国や滋賀県の動向を伺いながら、体制整備を進めます。

（2）　地域展開等のスケジュール

野洲市においては、部活動指導員を増員し、指導者と生徒の関係づくりを行いつつ、教員の負担を減らしていきます。併せて、認定地域クラブの体制整備を行い、休日については条件が整い次第、地域展開を進めます。平日の部活動については、当面の間、学校での活動を継続しつつ、地域展開の取組をできるところから進めます。そして、将来的には平日も含めて、部活動を地域に展開することを目指します。

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">野洲市</th><th>国・県</th></tr>
<tr><th>年度</th><th>平日</th><th>休日</th><th>体制整備</th><th>計画</th></tr>
<tr><td>R7年度</td><td>・週1日以上の休養日
・活動時間：1日2時間以内</td><td>・土日どちらかは休養日
・活動時間：1日3時間以内
・部活動指導員の配置</td><td>・部活動地域展開運営協議会 準備会
・地域展開に向けた体制整備</td><td>改革推進期間
（令和5年度～
令和7年度）</td></tr>
<tr><td>R8年度
～
R10年度</td><td rowspan="2">・週1日以上の休養日
※R11年度以降:週2日以上の休養日

・活動時間：1日2時間以内
・活動時間：16時45分まで
・実証事業：平日部活動の地域展開</td><td>・教職員、部活動指導員により指導
・土日どちらかは休養日
・活動時間：1日3時間以内
・部活動指導員の配置
・実証事業：休日部活動の地域展開</td><td>・部活動地域展開運営協議会による協議
・部活動の地域展開に向けた体制整備
（認定地域クラブ、運営団体・実施団体の整備、兼職兼業等）</td><td>改革実行期間
前期３年間
（令和8年度～
令和10年度）</td></tr>
<tr><td>R11年度
～
R13年度</td><td>・認定地域クラブ指導者、教職員(兼職兼業 希望者)、部活動指導員による指導
・認定地域クラブ運営 開始
※条件が整った競技・団体から</td><td>・部活動地域展開運営協議会による協議
・部活動地域展開の中間評価【R11年度】
※成果と課題の整理

・認定地域クラブの準備、運営
・平日部活動の地域展開に向けた体制整備</td><td>改革実行期間
後期３年間
（令和11年度～
令和13年度）</td></tr>
</table>

４．部活動地域展開に向けた体制整備

（１） 受け皿となる団体

野洲市では、学校部活動の教育的意義を継承・発展させることを踏まえ市が設定する条件を満たした団体を認定地域クラブとして認定し、子どもたちの活動を支えていきます。また、地域クラブとして、総合型地域スポーツクラブや、スポーツ少年団、音楽活動を行う団体等の既存団体も想定しています。各団体と連携を図り地域全体で楽しめる環境を整備します。

（２） 認定地域クラブの考え方

① 運営団体

認定地域クラブでは、持続可能な運営体制を構築するために、方針や計画の策定、会費の徴収、保険への加入や相談対応、安全管理等の実務を担う運営団体の設置が必要となります。従来の学校部活動では、運営と指導の両方を教員が担うことが負担となるケースがありました。これらの実務を運営団体が担うことにより、実施者や指導者の負担軽減や業務の効率化が期待できます。国のガイドブックには、運営団体として、行政部局直轄運営、総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会、民間事業者等が挙げられています。野洲市の実情を踏まえながら、運営団体について関係団体と検討していきます。

② 実施主体

各競技・種目等の活動を実際に行い、指導者の配置、活動をする際の安全管理、参加者への対応等を担う団体をさします。

③ 指導者

学校部活動や地域クラブ活動を継続的に推進していくためには、指導者の確保と育成が欠かせません。野洲市では、地域のスポーツ・文化芸術団体、県や高校、大学等と中学校が連携し、専門的な知識や技能を持つ人材の把握に努めるとともに、必要に応じて発掘や紹介の仕組みを整えます。指導者には、競技や文化活動の技術面の指導だけでなく、子どもに応じた関わり方や、安心して活動できるよう支える視点も求められます。そのため、認定地域クラブで指導に当たる者には、研修の受講を求めます。また、地域での指導に関心のある教員については、法令等に基づく兼職兼業の制度を活用できるよう、必要な整備を進めます。

④ 活動場所、施設の利用

地域クラブ活動の広がりに伴い、学校施設、公共施設、社会教育施設など、さまざまな場所への利用需要が高まることが見込まれます。野洲市では、活動内容や時間帯に応じて、限られた施設を効果的に活用できるよう、関係部局や施設管理者との調整を進めます。

⑤ 生徒の安全・安心の確保

活動中の事故やけが、熱中症等への備えを含め、十分な安全対策が必要です。学校管理下の活動とは異なり、事故等が発生した場合は、実施主体が責任を持って対応することになります。そのため、活動内容に応じた安全管理の徹底とともに、傷害保険、個人賠償責任保険等への加入を求めます。

⑥ 保護者の費用負担

認定地域クラブでは、参加者の会費等を基礎とした運営を基本とし、継続的な活動を支える仕組みとして整えていきます。一方で、保護者の負担が過度にならないよう、できる限り参加しやすい金額となるよう配慮します。経済的な事情により参加をあきらめることがないよう、必要な支援の在り方についても検討します。

⑦ 認定地域クラブの認定要件

国が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき野洲市で認定要件を定める。

５．今後の進め方

野洲市では、部活動地域展開運営協議会で以下の課題に対して協議を踏まえながら、関係団体と連携し、段階的に地域展開の取り組みを進めます。

・指導者及び受け皿となる団体の確保
・認定地域クラブの基準及び運営方法の整理
・活動場所の確保と利用調整
・生徒、保護者、学校への周知
・休日を中心とした地域展開の実施
・実施状況の確認と必要な改善
・平日の在り方を含めた将来的な検討

６．その他

本推進計画は、国及び県の方針、制度改正等の状況に応じて見直しを行います。あわせて、地域展開の実施状況や生徒、保護者、関係団体の意見を聴取し、実情に即した改善を継続します。